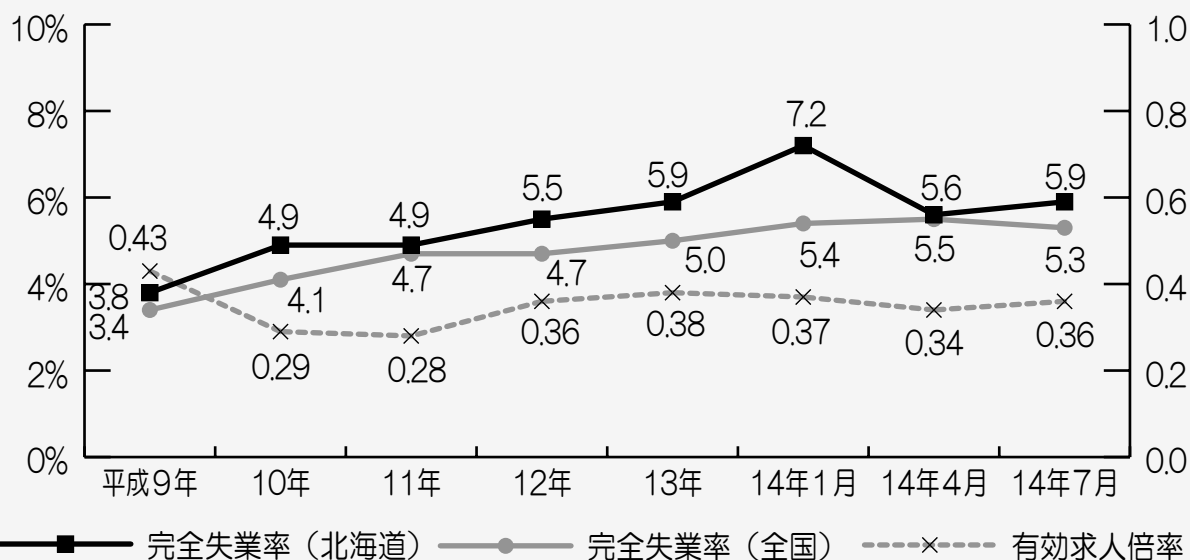


6 雇用・就労

現状と課題

現在のおわが国の雇用・就労環境は長引く不況などの影響で、失業率は5.0%を超えており、また、企業における雇用形態の変化などにより、全体として大変厳しい環境におかれています。

●完全失業率と有効求人倍率



資料：札幌経済の概況（札幌市経済局産業振興部産業振興課）

雇用形態としては、従来の終身雇用・年功序列制賃金による正社員から、パート、派遣社員、契約社員などに変化しており、また、IT（情報通信技術）の急激な進展により、在宅就労の道が開かれるなどしています。

障害のある人の法定雇用率は国の法律で 1.80% ですが、札幌圏内は平成 10 年で 1.55% であったものが平成 14 年には 1.52% となっています。法定雇用率の達成企業の割合は、札幌圏内で平成 10 年に 49.3% であったのに対し、平成 14 年では 42.2% に減少しており、厳しい雇用環境の影響が障害のある人の就労に影響を与えている状況です。

●民間企業への障害者就業状況

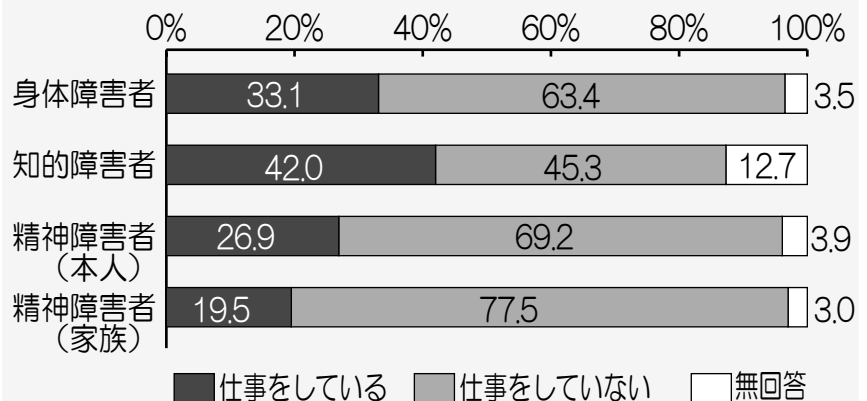
	企業数		対象労働者数		
		法定雇用達成企業数 (達成率)		うち障害者数 (雇用率)	
平成 10 年	1,077	531 (49.3%)	242,264	3,743 (1.55%)	
11 年	1,154	528 (45.8%)	242,860	3,795 (1.56%)	
12 年	1,136	526 (46.3%)	243,519	3,901 (1.60%)	
13 年	1,133	516 (45.5%)	245,889	3,915 (1.59%)	
14 年	1,193	504 (42.2%)	252,872	3,840 (1.52%)	

注：民間企業の規模は、56 人以上。障害者数には、2 級以上の障害者及び 3 級の障害者を二つ以上重複している者については、同一人を二人として計上。

資料：各年 6 月 1 日現在の札幌、札幌東、札幌北公共職業安定所管内における調査結果

本市のアンケート調査によると、「現在、仕事をしている人（平成 14 年 1～3 月時点）」は身体障害者で 33.1%、知的障害者で 42.0%、精神障害者で 26.9%（本人回答）、19.5%（家族回答）となっています。就労形態は、身体障害者で「会社、団体の正社員」（39.7%）、知的障害者、精神障害者で「授産施設、小規模作業所での作業」（知的障害者 36.9%、精神本人 74.4%、精神家族 61.0%）が多くなっており、「パート・アルバイト」の割合も多くなっています（身体障害者 17.8%、知的障害者 24.1%、精神本人 8.8%、精神家族 18.2%）。

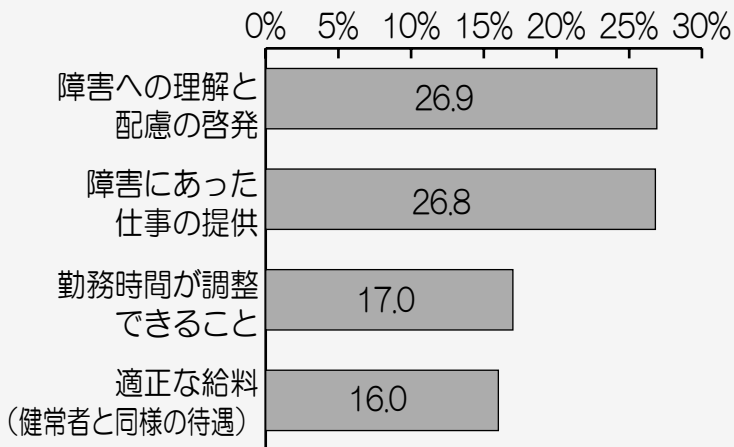
●就労状況



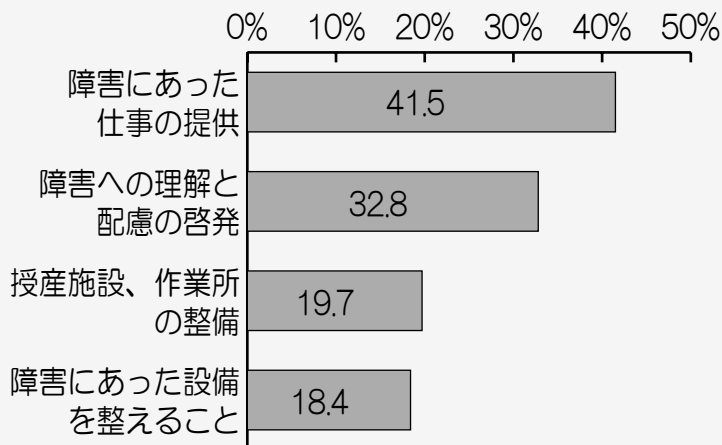
資料：保健福祉に関するアンケート調査

●仕事をしていくために必要なこと（上位四つ）

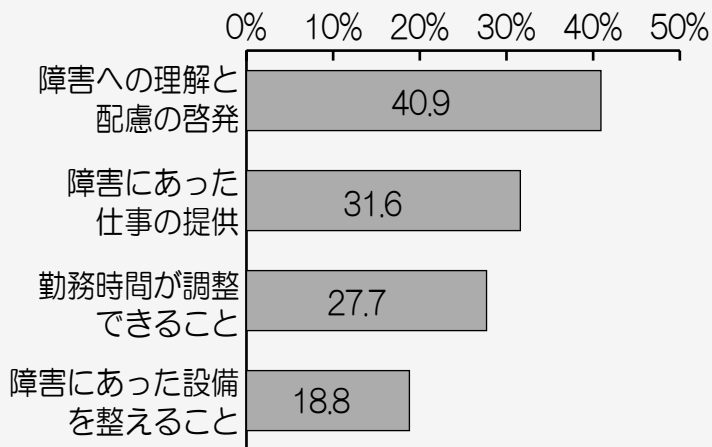
◇身体障害者



◇知的障害者



◇精神障害者（本人）



資料：保健福祉に関するアンケート調査

「仕事をしていない人」は身体障害者で63.4%、知的障害者で45.3%、精神障害者で69.2%（本人回答）、77.5%（家族回答）となっており、このうち、「仕事をしたいと考えている者」は、身体障害者で31.0%、知的障害者で34.0%となっています。

精神障害者本人について、「仕事をしていない理由」として調査したところ「病状からみて無理」が25.2%、「仕事をするとところが見つからない」が20.3%となっています。

また、仕事をしていく上で必要と考える就労環境については、各障害とも「障害への理解と配慮の啓発」、「障害にあった仕事の提供」が多くみられます。

このようなことから、社会、職場での障害特性などへの理解をはじめ、本人に対しては業務を覚えるため指導・援助を行うジョブコーチなどによる支援も必要と考えられます。

また、就職や職場適応などの就業面の支援だけでなく、生活習慣の形成や日常生活の管理などの生活支援と一体となった総合的な支援が展開できる体制づくりが求められています。

障害のある人の雇用・就労の場としては、障害程度や障害特性などから、「福祉的就労」と「一般就労」に分け、各種施策の推進を図ってきました。

「福祉的就労」の場として位置づけている小規模作業所や授産施設については、障害のある人の社会自立に向けた基盤づくりとして、仕事を通じた社会参加を進めていくという役割を担っている状況にあります。

現在、札幌公共職業安定所を中心とした本市をはじめとする雇用関係機関による障害者雇用連絡会議を定期的に行い、障害のある人の雇用の場の維持・確保についての連携を図っているところです。

今後も、「福祉的就労」と「一般就労」のそれぞれの役割を踏まえ、関係機関と連携を強化し、各種施策の推進を図っていくとともに、社会経済情勢の変化などに対応し求められる人材、能力の開発や雇用手法など幅広い考えで障害のある人の雇用・就労を検討していくことが必要と考えます。

基本方針

個々人の障害程度、障害特性などに留意し、求められる人材・能力や効果的な就労方法を、関係機関との連携を強化し検討するとともに、就業面と生活面の一体的な支援を進める。

- 1 雇用、就労の支援
- 2 福祉的就労の支援

基本施策

1 雇用、就労の支援

(1) 障害者雇用連絡会議など関係機関との連携強化

札幌公共職業安定所を中心とした雇用関係機関による連絡会議をはじめ、関係機関との連携を密にして、情報・課題の共有を図り、障害のある人の就労の場の維持・確保に努めます。

ア 札幌公共職業安定所

国が実施する特定求職者雇用開発助成金や職場適応訓練手当の充実と公共職業安定所「みどりのコーナー」の相談業務の充実を今後とも要望していきます。

- みどりのコーナーの相談業務の充実
- 集団お見合い方式による雇用促進会の継続開催
- 職場適応訓練

イ 北海道障害者職業センター

北海道障害者職業センターが窓口となっている援護制度の充実を要請し活用を図っていきます。

- ジョブコーチによる支援事業
- トライアル雇用（障害者雇用機会創出事業）
- 職務試行法
- 地域雇用支援ネットワークによる精神障害者職業自立支援事業

ウ 北海道障害者雇用促進協会

北海道障害者雇用促進協会が窓口となっている援護制度の充実を要請し活用を図っていきます。

- 障害者雇用納付金制度

エ 北海道労働局

企業の経営環境や職業意識の変化、ノーマライゼーションの進展など、障害のある人を取り巻く就業環境の変化に対応した障害者雇用の推進を要請し、活用を図っていきます。

- 民間企業などに対する法定雇用率達成指導
- 特定求職者雇用開発助成金などの活用
- 医療機関と連携した精神障害のある人の実践的な求職活動指導

(2) 障害者雇用への理解促進

障害のある人の雇用の促進に向けて、社団法人北海道障害者雇用促進協会が作成する求職情報誌を関係機関に配布するとともに、事業主をはじめ、多くの市民への理解と協力を、あらゆる機会を通じて求めていきます。

(3) 就業と生活の一体的支援（〔再掲〕生活支援）

職業生活における自立を図るため、就業やこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行う、北海道が指定する「障害者就業・生活支援センター」を中心に、下記事業との連携強化を図り一体的に推進していきます。

ア 身体障害

- 財団法人さっぽろシュリーへの支援

身体に障害のある人で、作業能力がありながら障害などのため一般企業に採用されることが困難な人に対し職場を提供し、自立更生を図っている財団法人さっぽろシュリーの支援を行います。

- 身体障害者就職相談員（〔再掲〕生活支援）
身体に障害のある人の就職相談に応じ、必要な助言指導を行うとともに、公共職業安定所との連携のもと雇用の促進を図ります。
- イ 知的障害
 - 札幌市知的障害者職親会
知的障害のある人の能力開発・社会的自立などの研究を行い、雇用の促進と安定のため支援を行っている札幌市知的障害者職親会との連携強化を進めます。
 - 就職予後指導事業
企業に就労している知的障害のある人に対し、職場への定着と雇用の促進を図るため、就職後の援護指導を行います。
 - 就労相談主任手当支給事業
就職予後指導事業の対象となっている企業に対し、その雇用される人への指導などを行う方の当該業務に対して助成を行い、雇用の安定と拡大を図ります。
- ウ 精神障害
 - 社会適応訓練事業（〔再掲〕生活支援）
民間事業所などに社会生活指導を委託し、軽作業などを通して社会復帰に向けた訓練を行います。

（４）ＩＴを活用した就労支援の研究（〔再掲〕情報・コミュニケーション）

障害のある人の情報活用能力の向上を図るなど、ＩＴを活用した就労の支援を研究します。

（５）資源選別センターなどにおける雇用の支援

駒岡資源選別センターにおいて、知的障害のある人の職務内容を勘案した雇用を支援します。

また、庁内の各種関係会議などを活用し、障害のある人の雇用に関する情報交換を行い、就労の促進を図っていきます。

2 福祉的就労の支援

(1) 小規模通所授産施設・授産施設などの充実（〔再掲〕生活支援）

少人数での作業や地域に根ざした活動が可能な小規模作業所について、運営の安定化を図るため、法定施設である小規模通所授産施設への移行について検討を進めます。

小規模作業所については、労働とは別の、社会参加の場としての役割も果たしていることから、今後も他事業との役割分担を図るなどあり方を検討していきます。

一般企業などに就労することが困難な障害のある人の就労・訓練の場である授産施設と授産製品の充実を図るための支援を引き続き検討し、充実していきます。

(2) 福祉工場の充実

生産性を高め安定的な運営ができるよう支援を行います。

(3) 販路などの拡大に対する支援

授産施設、福祉工場、小規模通所授産施設などでの製品や清掃作業をはじめとする役務について、その販路などの拡大に対する支援とPRに努めます。

ライラックパセオ福祉コーナー（福祉施設常設販売所）への支援を引き続き行うとともに、本市関係部局との連携を強化し、製品内容や販路の拡大について効果的な手法などを検討します。